



# 1 総合計画の趣旨と特徴

本市は、現在まで4次にわたる総合計画を策定し、これに沿ってさまざまな施策や事業を展開しながら、市民福祉の向上と本市の発展を目指してきました。

その間、基幹産業であった石炭産業の衰退とともに、人口減少や産業構造の変化など、さまざまな影響を受けながらも市民生活の基盤となる道路や下水道、各種施設などの社会資本の整備を行ってきました。

近年、国内外における社会経済情勢の大きな変化により、地域経済の低迷や雇用環境の悪化、急激な人口減少や少子高齢化時代の進展など、市民を取り巻く社会経済環境は回復のきざしを見せるに至っていません。

また、本市の財政は依然として危機的な状況にあることから、財政の健全化をはじめとする持続可能な行財政基盤を確立しなければなりません。

このような状況において、一定の整備がなされた社会資本や地域にあるさまざまな資源を見つめ直し、限られた財源の中で、それらを効率的かつ効果的に活用しながら、市民との協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

第5次芦別市総合計画は、こうした考えと、平成20年10月に施行された芦別市まちづくり基本条例に基づき、中長期的な展望に立ったうえで、本市が将来にわたって持続的に発展できる魅力あるまちにするため、まちの将来像を定め、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための計画として策定するものです。

## 芦別市まちづくり基本条例より抜粋

(総合計画)

第15条 市は、総合的に、計画的にまちづくりを進めていくための計画（以下「総合計画」といいます。）を定めます。

**2 総合計画は、市の将来像を定める最上位の計画であり、まちづくりは、これに基づきます。**

3 市は、総合計画を定めるにあたっては、市民の意見を適切に反映させるため、その計画に関係する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得ながら進めます。

4 市は、総合計画の内容と進行状況に関する情報を市民にわかりやすく提供します。

## 第5次芦別市総合計画が持つ3つの特徴

### ① 芦別市まちづくり基本条例に基づく最上位計画

芦別市まちづくり基本条例第15条において、総合計画は、目指すまちの将来像を定める、最上位計画として位置付けています。

第5次芦別市総合計画は、分野別に策定している個別計画や施策に対して、方向性を示しています。

### ② 目標達成に向け点検・評価し改善する計画

社会経済情勢の変化に柔軟に対応することができるよう、目標の達成状況や計画の推進状況を点検・評価し、必要に応じて関連する具体的な取組や事務事業の改善を図りながら目標達成を目指します。

また、各分野においては、重点目標とその達成度を測る代表的な指標を設定しています。

### ③ 協働によるまちづくりを目指す計画

計画の目標達成に向けては、市民、事業者、市などの多様な主体による協働が不可欠です。市民が主役の取組を大切に、市民と市がともに考え、ともに行動し、ともに築き上げることを目指しています。